



今月の言葉

夏草や
兵どもが
夢の跡

(松尾芭蕉「奥の細道」)

岩手県平泉町・高館から北上川を望む

photo by O.Kadota

新緑の季節となりましたね。木々の枝から芽吹いた若々しい色をした葉っぱが、太陽に照らされて輝いているのがとても眩しいですね。私はこの季節が大好きです。

一方で、新年度を迎え、4月を新しい環境で過ごし、ゴールデンウィークというちょっと長めのお休みを経た後に、“五月病”にかかる人がいる、なんて話をよく聞きます。これは医学用語ではないようですが、この時期には、新しい環境への対応がうまくいかないことに対するストレスから様々な症状を訴える方が多いそうです。そんなストレスを感じたときは、ちょっと外へ出て、新緑の中を散策するなんていかがでしょうか。

そこで、門田事務所おススメのスポットは東北大学附属植物園。元々は伊達政宗公の居城である青葉城の御裏林（おうらばやし）として、城の防備上の要所でもあり、水源地でもあったそうです。詳しくはこちらから・・・ <http://www.biology.tohoku.ac.jp/garden/index.html>



水芭蕉が咲き乱れています。今年はそのそろそろ終りかしら・・・



年輪は政宗公が亡くなった頃に遡るといふ『二の丸の杉』



頂上まで上ると私達を迎えてくれる樞の大木

きっと心も体もスッキリすること間違いありません。

今年から、1年間有効の *green pass* が発売され、ますます通いやすくなりましたよ。

司法書士・行政書士 門田 修
社会保険労務士 門田 陽子





会社法Q&A ～5/1 いよいよ新会社法施行!

- Q いわゆる確認会社は、会社法施行後も設立後5年以内に増資をしないと解散しなければならないのでしょうか?
- A なにもしなければそうなりますね。ただし、解散事由を廃止する定款変更手続きをしておけば、増資せずとも会社を存続させることができますよ。

5月1日の会社法施行により、最低資本金規制は廃止されました。と同時にいわゆる“確認会社”という制度もなくなりました。これからは会社を設立する際に最低資本金はいくら、ということを考えなくても大丈夫です。そして既存の確認会社は何もしなくてもそのまま存続できます。ただし、これまで最低資本金規制の特例として設立した確認会社の定款にはご存知のとおり解散事由が定められているはずですので、決して急ぐ必要はありませんが、会社法施行により定款を見直す機会もあるでしょうから、その際に解散事由の廃止の定款変更をすることをおススメします。



秘書ミズホの ワンポイントリフレ VOL.5

「胃が痛い・・・」そんなとき。

～refresh～

食べすぎ、飲みすぎ、ストレス・・・胃の不調ほど様々な理由が考えられるものではありません。胃痛・胸やけなど胃に不快感があるときは、胃の反射区を刺激して胃の機能を活性化させましょう。胃の反射区は、土踏まずの上部。ソーラープレクサスという足裏の中心に向かって刺激します。ソーラープレクサスへの刺激は、自律神経に働きかけリラクゼーションを促します。



～relax～

イライラするとき、緊張するときは、手にあるソーラープレクサスをゆっくりと深く刺激しましょう。(掌の真ん中より少し上、指が奥まで深く入る部分です) 緊張を緩和し、落ち着いた気分を取り戻せますよ。



フルタイムの派遣、契約・嘱託が増加／内閣府

『毎月勤労統計調査』では2005年以降、フルタイムで働く労働者が増加に転じ、パートの増加幅は鈍化している一方で、労働力調査によると2002年以降、正規雇用者は減少し、非正規雇用者は増加しています。今回の内閣府のレポートはこれらを分析したものとなっています。フルタイムで働く派遣社員や契約・嘱託社員の増加がこうした現象を作り出していることが改めて明らかになりました。



「定期健康診断」の準備はお済みですか？

1年に一度の定期健康診断は、使用者に対して法令で義務付けられたものです。使用者はこの結果に配慮して労働者を業務につかせることが必要です。最近、『労働者から受診を拒まれた。』『診断結果を会社に提出しない労働者がいるがどうしたらいいか。』といった相談が相次いでいます。個人情報意識の高まりと考えられますが、会社はしっかり把握する必要があります。なお50人以上の労働者を雇用する事業所は労働基準監督署への報告が必要です。



気になる判例 2006/4/13 大阪地方裁判所

「仕事帰りの家族介護」後の帰途通勤災害に。

労災保険法では、業務上の事故・疾病のほか、通勤途上の事故等に対しても給付が行われます。

このときの「通勤」とは、労働者が就業するために、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいう、と定義されています。

上記には一定のルールがあり、

- ・業務と離れた理由で経路をそれた場合
- ・通勤経路上で全く別な行為を行った場合には、通勤とはみなされません。ただし、
- ・日常生活上必要な行為を行うためであれば、合理的な通勤経路を外れても、その中断/逸脱から復帰した時から労災保険を適用できるとしています。つまり、

- 夕食の買い物をするためにスーパーへ立ち寄る
 - ×同僚と居酒屋さんで飲んで酔っ払って帰る
 - 美容室で髪を切って帰る
 - 仕事に必要な資格の学校で勉強して帰る
- というようになっています。

今回の判例は、家族介護を『日常生活上必要な行為』と認めた初めての判例となりました。

※通勤災害は、労働者の方々の認知度がまだ低い傾向にあるようです。「あれ?」と思った時は、お気軽にご相談ください。



最新の情報を常に分かりやすく、迅速にお届けしています。

<http://www.kadota-office.com/>

Kadota office.com 2006.5 #発行: 2006年5月1日 #編集・構成: Kadota-Office



大野さんの作品より～お許しを頂いて掲載させて頂きました。

編集後記: 5/1から開催されている、大野勝彦さんの詩画展に行ってきました。

大野勝彦さんは45歳の時、農作業中に両手を切断する事故に遭いますが、“両手を失って初めて知った幸せがある”と、その想いを義手を使い、詩や絵で表現しています。また、熊本県菊陽町の自宅を開放して開催している「やまびこ塾」では、塾生たちに、はがき絵・話し方・聞き方・文章の書き方などの学びを通し、他人を思いやる心や優しさを伝えると同時に、全国各地での講演を通してその思いを伝えていらっしゃいます。

現在、熊本阿蘇と大分飯田高原の2箇所に「風の丘 大野勝彦美術館」が開設されており、訪れるお客様に沢山の感動を与えています。 ■大野勝彦さんのHP <http://www2.infobears.ne.jp/oonokatuhiko/>

今回は、語り手、フリーアナウンサーなどとして仙台で活躍する渡辺祥子さんが大野さんの詩を朗読したCDが発売されたことを記念して、開催されています。約70点の作品が会場内を埋め尽くし、やさしい空間を作り出していました。心にすっと入ってくる優しく、力強く、私たちに生きる力を与えてくださる作品の数々...ぜひこの機会にご覧ください。

■大野勝彦 詩画展 ～5月1日(月)～5月14日(日) 連日10:00～19:00 [13・14日は17時迄]

□会場 日専連ビーブ1F ギャラリーホール(仙台市青葉区一番町4-1-3) ●地下鉄/仙台市営地下鉄南北線 広瀬通駅 西5番出口前 ●JR/仙台駅西口から 徒歩15分 ●タクシー/仙台駅西口から 徒歩5分 ●自動車/東北道 仙台宮城IC. C. より15分



発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL: <http://www.kadota-office.com/> mail: info@kadota-office.com

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

